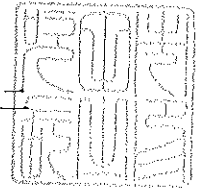


4 健地第 7 6 8 - 4 号
令和 4 年 7 月 1 3 日
(2022 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭



番号法に基づく予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の
再実施に対する第三者点検について（諮問）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めら
れた特定個人情報保護評価に関する規則（平成 2 6 年特定個人情報保護委員会
規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記の事項に係る意見を聴くこと
（第三者点検）について諮問します。

記

特定個人情報保護評価書（予防接種に関する事務 全項目評価書）

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について（概要）

1 現時点における特定個人情報保護評価書の公表について

本市が特定個人情報ファイルを保有する予防接種に関する事務については、従来、市民の一部（0～12歳の男女、12～16歳の女性及び65歳以上の男女 計約14万人）を対象として当該情報を取扱っていました。そのため、本事務に係る特定個人情報保護評価については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という）第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という）第6条に基づき、その対象人数によるしきい値判断から重点項目評価を行い、平成27年10月、令和2年1月にそれぞれ評価書を公表しました。

先般、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、国が構築したワクチン接種記録システム（VRS）の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始にあたり、当該予防接種に関する事務の対象者が従来の予防接種対象者（約14万人）から全市民（約38万人）に引き上がったことに伴い、本事務に係る特定個人情報保護評価の評価方法が、重点項目評価から全項目評価へ変更となったことから、特定個人情報保護評価を再実施し、令和3年1月に評価書を公表しました。（【資料1】P8、10）

2 特定個人情報保護評価の再実施について

今般、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、国が新型コロナワクチン接種証明書アプリの提供を始めたこと、ワクチン接種記録システム（VRS）の改修をしたこと、また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付が開始されることに伴い、先に公表した評価書の内容に加えて、下記3のとおり新たに特定個人情報の取扱いに変更があったため、特定個人情報保護評価を再実施し、評価書の修正案を作成しました。

このたび、評価書の修正案に対する市民からの意見募集が終了しましたので、当該評価書について第三者点検をお願いするものです。（【資料1】P14）

なお、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有するとき、または保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該ファイルを保有する前または変更を加える前に評価を実施することを原則としています。しかし、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、可及的速やかにワクチン接種記録システム（VRS）を活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行が求められており、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の規定に該当するものと認められたため、下記3（1）及び（2）については、事後に評価を実施したものです。

3 特定個人情報の取扱い変更点

- (1) 新型コロナワクチン接種証明書アプリの電子申請受付時に個人番号を取得して本人確認を行うこと。
- (2) ワクチン接種記録システム（VRS）による他市区町村への接種記録照会の際に、従来必要としていた本人同意を要せずに接種記録照会が可能になったこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等のキオスク端末における自動交付の申請受付時に個人番号を取得して本人確認を行うこと。

4 特定個人情報保護評価書の主な内容

特定個人情報保護評価書には、従来から実施している予防接種に関する事務、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務に加え、今回の変更点（上記3）について記載しています。

項目ごとの記載内容は以下のとおりです。

(1) 基本情報（【資料2】P3～6）

事務の全体像を把握するため、特定個人情報を取り扱う事務、使用するシステム、特定個人情報ファイル名、特定個人情報を取り扱う理由、個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムによる情報連携等について記載しています。

(2) 特定個人情報ファイルの概要（【資料2】P7～16）

予防接種に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイル名、ファイルの基本情報（ファイルの種類・対象となる本人の数・対象となる本人の範囲・記録される項目等）、特定個人情報の入手・使用、ファイルの取扱いの委託、ファイルの提供・移転、ファイルの保管・消去について記載しています。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（【資料2】P17～30）

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定される各種のリスク（特定個人情報入手時のリスク、特定個人情報の使用時のリスク、特定個人情報ファイルの取扱いの委託時におけるリスク、特定個人情報の提供・移転時のリスク、情報提供ネットワークシステムとの接続時のリスク、特定個人情報の保管・消去時のリスク）について詳細に記載するとともに、その対策について記載しています。

(4) その他のリスク対策（【資料2】P31～32）

特定個人情報保護評価書に記載したとおりに運用を継続するための自己点検・監査体制や特定個人情報を取り扱う事務担当者に対する教育・啓発についてなどのリスク対策について記載しています。

(5) 開示請求、問合せ（【資料2】P33）

特定個人情報の開示・訂正・利用請求をする場合の請求先・請求方法等、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせなどについて記載しています。

(6) 評価実施手続 (【資料2】 P34)

予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価の実施手続について記載していません。

(7) その他 (【資料2】 P35～44)

変更箇所一覧表

5 特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点

個人情報保護委員会が特定個人情報保護評価書を審査する際の観点に基づき、予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の自己点検を行いました。(【資料3】)

6 スケジュール

| | |
|--------------------|---|
| 令和3年12月 | 新型コロナワクチン接種証明書アプリ提供開始 VRSによる接種記録照会の運用の変更 |
| 令和4年5月2日 ～6月20日 | 特定個人情報保護評価書(案)の市民からの意見募集 |
| 令和4年7月27日 | 吹田市個人情報保護審議会による第三者点検 |
| 令和4年7月下旬頃 | 新型コロナワクチン接種証明書コンビニ交付開始 |
| 令和4年8月中旬頃 | 評価の完了及び個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書の提出 |
| 令和4年9月上旬頃 | 特定個人情報保護評価書の公表 |

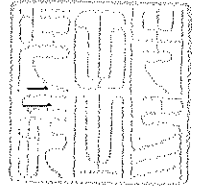
7 担当室課

健康医療部 地域保健課

4 税債第 139 号
令和 4 年 6 月 15 日
(2022 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第 12 条第 3 項及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、
下記の事項について諮問します。

記

強制徴収公債権の金融機関等の照会調査業務の新たな電子計算機処理等に係る
個人情報の保護について

強制徴収公債権の金融機関等の照会調査業務の
新たな電子計算機処理等に係る個人情報の保護について

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p> | <p>電子計算機処理の制限及び実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例(以下「条例」とします。)第12条第3項及び第13条第2項)</p> |
| <p>2 対象業務</p> | <p>強制徴収公債権の財産調査業務</p> |
| <p>3 業務の概要</p> | <p>1 目的</p> <p> 現在、本市の強制徴収公債権(市税、国民健康保険料等)の様々な財産調査業務は紙文書により実施していますが、この方法では金融機関や生命保険会社(以下「金融機関等」とします。)に対する照会調査が金融機関等の業務を圧迫させているため、本市では対象者を原則として滞納額5万円以上に絞り、債権管理課が強制徴収公債権所管室課(以下「所管室課」とします。)から対象者を取りまとめた上で、名寄せや過去の照会調査状況等を確認しながら、毎月、金融機関等の負担にならない照会調査件数で実施をしています。</p> <p> また、この方法では回答までに約3か月を要するため、滞納整理の早期着手の点からも問題があります。</p> <p> こうした中、昨今では一部の金融機関等による電子照会が開始され、本市の照会先金融機関等の多くが電子照会に対応していることから、電子照会による本業務の実施を進め、業務プロセスの改善を図ります。</p> <p>2 効果</p> <p>(1) 1回で使用する約1,100枚の用紙や約280通の封筒等の紙資源が、電子照会により節減します。</p> <p>(2) 回答に要する期間が約3か月から約3日に短縮するため、滞納整理の早期着手が可能となります。</p> <p>(3) 電子照会により金融機関等の回答業務が軽減されることから、原則、滞納額5万円以上とした本市の独自制限を撤廃することが可能となります。</p> <p>(4) 照会や回答の際の仕分けや整理、回答書のスキャン等の事務作業が無くなることから、事務効率の向上を見込むことができます。</p> |

3 個人情報の取扱い

- (1) 紙文書で行っている金融機関等への照会調査を電子照会取扱会社（基本的に株式会社 NTT データの電子照会サービス「pipitLINQ」による取扱いを想定。）により、電子データで行えるようにします。
- (2) 所管室課から原則として毎月末日までに、照会調査対象者の Excel や CSV データ等の電子データを、外部接続がされていない閉鎖環境である SJ 環境の債権管理課専用フォルダへ移行(①)します。
- (3) 債権管理課で集約した照会調査対象者の名寄せ(②)をした上で、電子照会取扱会社のツールで送信用フォーマットに電子データを変換(③)します。
その後、変換した電子データを外部接続が可能な SA 環境の専用フォルダへ移行し、行政機関専用ネットワークである LGWAN 回線により電子照会取扱会社へ電子データを送信(④)します。
- (4) 電子照会取扱会社は電子照会対応の金融機関等に対し、一般のインターネットと隔離された金融機関等の独自ネットワークである eB-NW(IP-NW)回線等の閉域網において電子データの送受信(⑤、⑥)を行います。
- (5) 金融機関等からの回答の電子データは電子照会取扱会社から各自治体に振り分けられ、SA 環境にある LGWAN 回線により回答の電子データを受信(⑦)し、そのまますぐに SJ 環境下へ移行(⑧)します。
- (6) 回答の電子データを依頼のあった所管室課へ仕分け(⑨)の上、送信(⑩)します。
- (7) 所管室課へ送信後の回答の電子データについては、特に債権管理課で保存する必要はないものの、所管室課でのデータ破損や紛失への対策として、照会調査依頼から 3 か月間は保存するものとし、その後、順次電子データを削除していきます。
- (8) 電子データでの照会調査非対応の金融機関等は、これまでどおり紙文書での照会調査になります。

※ 上記に記載されている丸番号は、別紙「強制徴収公債権の金融機関等の照会調査の流れ(電子照会)」の表中の丸番号に対応しています。

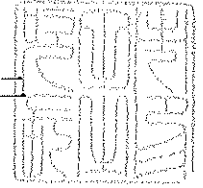
| | |
|-----------|---|
| | <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>(1) 外部接続のされていない閉鎖環境のSJ環境において、所管室課から移行された電子データの保存や名寄せ、送信用フォーマット等の処理を行います。</p> <p>またSJ環境の利用については、情報政策室に登録している職員IDとパスワードの入力により、利用が可能となります。</p> <p>(2) 所管室課と債権管理課やSJ環境とSA環境における電子データの全ての移行は、その都度、管理者権限処理依頼書により情報政策室を通して行います。</p> <p>(3) 本市と電子照会取扱会社との外部接続についてはLGWAN回線を使用し、電子照会取扱会社と金融機関等との接続についてはeB-NW(IP-NW)回線等の閉域網を使用することで、外部からの不正アクセス等に対する防衛措置を行います。</p> <p>5 個人情報取扱事務開始届の届出状況</p> <p>当該届は届け出済であり、本サービス利用前には個人情報の処理形態を、現行の「電算処理を含まない」から「電算処理を含む」に変更して届け出ます。</p> |
| 4 個人情報の内容 | <p>強制徴収公債権の滞納者の個人情報である宛名番号(住記番号)、氏名(名称)、住所(所在地)、生年月日や性別(個人のみ)、照会調査金融機関等情報となります。</p> |
| 5 審議に諮る理由 | <p>本業務の対象者は滞納者であり、取扱いに細心の注意を要する情報であることから、条例第6条第2項第2号に該当するものですが、国税徴収法により実施している業務であるため、同項本文のただし書きに該当することから、債権管理課で取りまとめにより実施しています。</p> <p>また、本業務を電子データにより実施することで、「3業務の概要」の「2効果」による効果が見込まれること、また外部と隔離した環境で作業や通信を行い、本人の権利や利益を不当に侵害するおそれがないため、条例第12条第3項及び条例第13条第2項に該当するものです。</p> |
| 6 今後の予定 | <p>令和4年12月1日 サービス利用予定</p> |
| 7 担当室課 | <p>税務部 債権管理課</p> |



4 総広第 85-3 号
令和 4 年 7 月 6 日
(2022 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

新ホームページ管理システムの導入に係る個人情報の保護について

新ホームページ管理システムの導入に係る個人情報の保護について

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p> | <p>電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第 12 条 第 1 項) 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例第 13 条 第 2 項)</p> |
| <p>2 対象業務</p> | <p>ホームページ管理・運営業務</p> |
| <p>3 業務の概要</p> | <p>(1) 目的 市のホームページは、正確かつ最新の情報を迅速に発信するため、各担当部署が、直接情報を発信する運用としています。多数の職員がホームページでの情報発信を行うため、特別な知識が無くても容易にページを作成することができるホームページ管理システムを導入しています。このシステムは災害時においても、安定的にホームページを運用することができるよう、大阪府外の遠隔地にあるデータセンター（クラウドサーバ）を利用しています。</p> <p>現在広報課では、ホームページ管理システムの再構築を進めており、今年度中に新システムへの入れ替えを行う予定としています。新システムでは、ホームページ上の入力フォームを通じた市民からの問合せを受け付け、管理を行う機能（以下、問合せ受付機能という）を備えています。これにより、市民がいつでも問合せをできるようにし、市民サービスの向上を図ることができます。</p> <p>(2) 効果 <u>問合せ受付機能について</u> 問合せ受付機能は、(1) 各室課の問合せ対応業務 (2) 広聴業務（市民の声）で利用します。本機能を導入することで、以下の効果が見込まれます。</p> <p>《市民にとっての効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールソフトを立ち上げることなく、閲覧しているページから、直接問合せを送ることができる。 ・入力内容が確認画面に表示されるため、投稿前に自身が入力した内容を確認することができる。 |

・24時間いつでも Web から問合せをすることができる。

《市にとっての効果》

- ・問合せ対応に必要な入力項目を設定し、なおかつ入力必須項目に設定することで、最低限必要な情報を漏れなく取得することができる。
- ・迷惑メールを防止することにつながる。
- ・自動返信機能があるため、問合せの受付確認メールを送信することができる。

災害対策について

本市が被災した場合であっても、遠隔地にあるデータセンター（クラウドサーバ）を利用することにより、ホームページの継続的な運営が可能となり、市民に必要な情報を発信することができます。

(3) 個人情報の取扱い

インターネット上の入力フォームを通じて送信された内容は、Web サーバ上の管理システムに保存されます。管理システムに保存されている問合せデータなどのログデータは、職員が確認・処理することができます。なお、各室課に届いたデータは、その室課に所属する職員と管理者権限を有する広報課のホームページ担当が確認することができます。

データの保存期限は、サーバの容量を考慮し、1年保存とします。期限が過ぎたものについては、年度ごとに削除を行います。

また、市民からの問合せが送信されると、職員へ問合せ受付通知のメールが届きます。メールの内容には、市民がフォームに入力した問合せ内容（「4 個人情報の内容」を参照。）が含まれるため、受信メールは吹田市情報セキュリティポリシー（令和 3年6月16日改正）や、吹田市電子メール利用基準に準じて、適切に取り扱うこととします。

（資料 1 問合せ受付機能 受付・管理フロー図 を参

| | |
|-----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・問合せに関する件名及び内容 <p>なお、上記項目については任意項目とし、問合せに対する回答が必要な場合は、氏名、メールアドレスを必須項目とします。</p> |
| 5 審議に諮る理由 | <p>新たなホームページ管理システムに問合せ受付機能が備わっていることから条例第 12 条第 1 項の「新たに電子計算機処理を行おうとするとき」に該当し、また、遠隔地のデータセンター（クラウドサーバ）を利用することが、災害に対するリスク分散を図り、安定的なホームページの運営に寄与することから公益上特に必要があると考えるため、条例第 13 条第 2 項の「実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限」に該当するため、本審議会に諮るものです。</p> |
| 6 今後の予定 | 令和 4 年 10 月稼働予定 |
| 7 担当室課 | 総務部広報課 |